

公徳ス協ス第123号  
教体第542号  
令和7年7月9日

各団体長 殿

公益財団法人 徳島県スポーツ協会会長  
( 公印省略 )  
徳島県教育委員会体育健康安全課長  
( 公印省略 )

### スポーツ活動における熱中症事故の防止について（依頼）

7月に入り、熱中症警戒アラートが連日発表されるなか、スポーツ活動における熱中症の危険性が高まっており、選手の命や安全を守るための実効性ある取組が求められています。

徳島県では、去る7月2日付けて「熱中症危機事態宣言」や「熱中症対策メッセージ」を発出し、運動の際には、日本スポーツ協会策定のガイドラインに沿った行動を行うなど、「熱中症から命を守る行動」の徹底について県民への周知を図っているところです。

各位におかれましては、日本スポーツ協会「スポーツ活動中の暑熱対策に関するJSPO対応方針」を参考に、次のとおり、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

特に、児童生徒の活動においては、暑さ指数(WBGT) 31°C以上の場合は、スポーツ活動を中止すべきとされていることに十分留意の上、適切な対応をお願いします。

- (1)競技ルールや慣例にとらわれず、参加者の休憩時間（水分補給や身体冷却の時間）を設定する。
- (2)環境条件に応じて活動時間を調整する（時間帯の変更、活動時間の短縮など）。
- (3)参加者が積極的に身体冷却を行えるよう環境を整備する（複数の冷却方法を準備できると良い）。
- (4)参加者の体調チェックを毎日実施し、体調が悪い場合は、その日の活動を中止させる。
- (5)万一に備えた救急体制を構築し、医師又は看護師の常駐はもとより、熱中症に特化した対応※を、速やかに実施できるように準備する。

※救急車の要請⇒涼しい場所への避難⇒身体冷却

参考：日本スポーツ協会「スポーツ活動中の暑熱対策に関するJSPO対応方針」

URL: <https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4976>

【本件担当】

公益財団法人徳島県スポーツ協会スポーツ振興部

088-684-3660

徳島県教育委員会体育健康安全課

088-621-2788